

第28回基本方針策定タスク 議事録

1. 日時 : 平成21年9月11日(金) 10:00 ~ 11:40
 2. 場所 : 日本電気協会 4階B会議室
 3. 出席者 : (順不同, 敬称略)
出席委員 : 越塚主査(東京大学), 関村(東京大学), 新田(日本原子力発電), 設楽(東京電力),
白井(関西電力), 近江(日本原子力発電), 横尾(東京電力), 牧野(日本電気協会) (8名)
欠席委員 : 宮田(東京電力), 石沢(東京電力), 渡邊(東京電力), 田口(東京電力) (4名)
事務局 : 高須, 糸田川, 平野, 石井, 田村, 大東, 吉田, 井上(日本電気協会) (8名)
 4. 配付資料
資料 28-1 第 27 回基本方針策定タスク議事録(案)
資料 28-2 第 33 回原子力規格委員会(H21.6.23)における意見への対応について
参考-1 第 33 回原子力規格委員会議事録(案)
 5. 議事
 - (1) 定足数確認
事務局より, 委員総数12名のうち本日の出席委員は8名で委員総数の3分の2以上となり, 議案決議の定足数を満たしていることが報告された。
 - (2) 前回議事録の確認
事務局より, 資料28-1に基づき, 前回議事録(案)の紹介があり, 原案通りで正式議事録とすることが確認された。
 - (3) 基本方針策定タスクにおける課題対応について
事務局より, 資料 28-2 に基づき, 基本方針策定タスクにおける課題対応(案)についての説明が行われ審議した。その結果, 第 33 回原子力規格委員会(H21.6.23)における意見への対応(案)については, 今回のコメントを反映して一部修文の上, 次回規格委員会(9/15)に上程することについて全員の挙手により承認された。
- (主な意見)
- 【No.1 委員の再任制限に対する意見】
- ・後継者の育成という点が非常に重要であるが, 同じ社内での育成だけでなく同一業種での育成, 業種間にまたがる育成も含めて議論を進めた方が良い。その意味で「他の関係者への知識の普及及び後継者の育成」の記述は, 幅広い意味で対応して行くというニュアンスが出ていて良い。「広く後継者の育成にも努める」という意味である。
 - ・今回, 委員の再任については無記名投票を行うとの提案になっているが, 他学会の状況はどうか。JSME は対象者が退席して再任の可否を挙手により行っているが, 電気協会の場合は人数が多いため, それに代わるものとして無記名投票を提案する。過去の会議出席率などを参考に席上で賛否を投票する。本件は活性化を目的とした取り組みである。
 - ・今後の進め方としては6月に中間報告を行ったので, それを受けて9月に提案して書面投票に移行することになるが, 書面投票で反対があった場合でも年度内の可決を目指したい。
 - ・無記名投票は規格委員会委員が対象で, 分科会委員の再任は現行通りか。規格委員会委員だけが対象であり, 分科会委員の再任方法は現行通りである。これまでの本タスクにおける検討において, 規格委員会委員の再任の決議方法が自動延長的ではないかという意見があったが, その対応策にもなると考えたものである。
- 【No.2 用語の使用方法について】, 【No.3 本文, 解説, 附属書の明確化について】
- ・別紙 5(5)最後のまた書きは, 規程/指針の区分に関する内容である。本文の記載方法に関する技術的な内容を記述しているところには合わないのではないか。規程/指針の種類に関するものであるので, より上位にあった方が良い。他のところで記載されているのであれば, ここでの記載は不要ではないか。「活動の基本方針」5.2 項の「規格等の種類」に本内容が詳しく記載されているので, 本提案は取りやめる。
 - ・(4)で「…必要に応じて要求事項又は参考情報を附属書(規定)又は付属書(参考)の形で記載する構成としてもよい。」とあるが, 附属書(規定)に記述する要求事項と本文の要求事項はどう区別するのか。耐震関係の規定を例にとると, コンピュータによるコード計算関係の記述を本文に書くと膨大な

ページ数になり読みにくくなるため、本文では簡潔に「～によること」ととどめ、附属書で計算コードとしての要求事項を記載している。この場合の附属書は、本文の要求事項と同格の扱いである。

- ・(4)の文章は“必要に応じて要求事項を「附属書(規定)」又は参考情報を「附属書(参考)」の形で記載する構成としてもよい。”とした方が明確であるため修正する。
- ・JISで“推奨”の語尾として「すべきである」、「すべきでない」を用いないこととした理由は何か。

理由は特に記述がないが、指示若しくは要求であるのかが判別しにくいためではないかと思われる。

【No.4 投票内容を変更する機会を与える位置付けの明確化について】

- ・特にコメントなく、原案通り。

【No.5 規格構成について・二本立て規格】

- ・二本立て規格の問題は、エンドースする側の課題や経緯等も含めて広く議論していく必要がある。「基本方針策定タスクで検討していく」との記述ではなく、上記の様な幅広く議論が必要というニュアンスが判るような記述とした方が良い。民間規格をどのように活かすかを、国、事業者、産業界、学協会を含めた場で考える必要がある。

回答としては下記のとおりとし、現在制改定中の作業を中断することがないように進めたい旨を口頭で補足することとする。

- ・基本方針策定タスクにて課題を整理し、将来的にどういう形にするかを幅広く検討していく。
- ・なお火災防護規程・指針の今回の制改定は進めたい。
- ・エンドースされるのは JEAC, JEAG 両方共か。
基本的には JEAC が対象と考えているが、JEAG もエンドースされることがあり、その場合には、次回改定時に JEAC にするよう規制側から要望されることがある。
- ・耐震の分野では、JEAG は地質調査や自然現象を扱い、JEAC は具体的な設計内容を扱っている。これまでは指針の内容は基本設計の範疇であるため、原子力安全委員会の所掌となりエンドース対象とはなっていなかった。また、自然現象を扱っているため規程とすることが困難な状況もある。今後の JEAC/JEAG のエンドースの計画については、現在規制側で検討中である。
- ・JEAG 単独のものはどれくらいあるのか。
多数ある。最近では防災対策指針、火災防護管理指針、一連の設備診断指針などがある。設備診断指針は JEAC4209 の補足ということで技術評価の中に取り込まれた。設備診断指針は要求事項を書いている訳ではないので、参考として使うことを国として認めたものである。
- ・民間としての標準的な手順やプロセスを記載しているものは、JEAC にしてもよいのではないか。
UT は何故 JEAC なのか。
明確な要求事項を定量的に示しているか、またはデータの蓄積があるかなどによる。
- ・新しい技術等には、ある程度実績を踏まえて規定化する必要がある面と、出来るだけ早く規定化して使用したい面がある。また、基本的な内容は JEAC にしておき、オプションや代替案は JEAG として広く持っておきたい面もある。
- ・これからデータを取る段階であれば JEAG とする事になる。電気協会の規約上も、今後改良が期待される新技術、研究開発課題である事項等については JEAG として取り扱うこととしている。作る側の意見、読む側の意見、エンドースする側の意見や、これまでの経緯も勘案しながら考え方を整理していく必要がある。
- ・現在作成中の規格の進捗を遅らせないようにすること。今後の対応としては、基本方針策定タスクにて論点を整理し、直ぐに答えが出なくとも、規格委員会で議論を進めながら、将来的にどのような形にするかを幅広く検討して行くものとする。

【No.6 性能規格化に対する規格の位置付けについて】

- ・本委員コメントを電気協会を受けてタスクだけで議論するのは適切ではない。法制度研究会での研究内容に関係しているコメントである。学協会規格類協議会の課題として、法制度研究会の検討がまとまった段階でタスクにおいて検討を行うなど、広い視点で取り組むべき課題である。規格類協議会でこの課題を提示すれば、3学協会、保安院、JNES も参加しているので一緒に議論が可能となる。課題の整理はタスクで行い、共通の課題として規格類協議会で議論したほうが良い。
- ・電気協会における原子力以外の分野での JEAC/JEAG の作り方はここで指摘されている様な状況と同じなのか。民間の仕様規定として、原子力とそれ以外の火力、水力等の内容にどのような違い

があるのか。

原子力分野以外の規格は、民間主体で作成したものを JESC を通して技術基準やその解釈に反映していくという進め方が多い。

- ・電気協会としては、現行の JEAC/JEAG の位置づけに関する説明文を、原子力以外も含めた共通の定義として先般見直したばかりであり、その内容で問題ないと考えている。
- ・No.6 の回答欄は、「No.5 と合わせて検討する」とする。本件は「中長期的に」な課題である。
- ・もう一つのコメントは、「自主保安を自主的に制定した」と読めるのがおかしいと指摘しているのではないか。

「自主的に制定された」の主体は電気協会、また「自主保安」の主体は事業者と、互いに主体が異なっていることを今後の見直しの際に明確にすれば良い。

(4) IAEA コメント対応について

- ・先日の学協会規格類協議会において、IAEA から出された28項目の指摘事項の中に“民間規定を迅速に採用する仕組み作りを行うように”とのコメントがあったことの紹介が行われ、それに対して来年2月のフォローアップの準備のため、保安院から関係先にコメント対応についての協力要請があった。

JNES、保安院、安全小委等も含めた話なので、この場で議論する内容ではない。我々としては十分に対応していると考えている。

- ・電気協会として出来るのは、最近エンドースされた規格の発刊からエンドースまでの所要期間を調査する程度ではないか。

発刊からエンドースまでの期間もあるが、発刊までに時間を要するものもある。規制側が会議に参加しない場合や参加しても意見が平行線のままという場合がある。

(5) 規格類協議会等の場で、保安院の委員から、保安院が実施している JEAC4111-2009 の技術評価結果の公衆審査において、委員会のあり方についての意見があり、日本電気協会の分科会規約に委員会規約と同様に“5業種以上の業種の委員から構成され”を追加した方が良いのではないかと指摘があった旨の説明があった。

本件については、今後も分科会委員の同一業種区分の比率を下げていくよう努力していくことと、分科会規約に“5業種以上・・・”の追加を検討していくこととした。

6. その他

- (1) 次回開催日程は、11月18日(水)10:00～12:00 電気協会 B会議室とする。

以上